

	<p>応、②保険契約者保護制度の見直し</p>
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ最終報告」の公表 ・保険業法施行規則の改正の公布（①銀行等が生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人として取り扱うことができる保険商品（一時払養老保険等）の拡大（平成17年12月～）、②2年間のモニタリングの後に全面解禁に移行（平成19年12月～）） ・証券取引法の一部を改正する法律の成立（①立会外取引について公開買付規制を適用、②上場会社の親会社に対する情報開示の義務付け、③外国会社等の英語による有価証券報告書の提出を認める、④継続開示義務違反に係る課徴金制度の創設、①は平成17年7月9日施行、②③④は平成17年12月1日施行）
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・改正金融先物取引法の施行（①外国為替証拠金取引業者等について登録制の導入、②広告規制、勧誘規制、自己資本比率規制等の業者に対する規制の整備） ・改正証券取引法の一部施行（①立会外取引について公開買付規制を適用） ・「金融システム面から見た電子債権法制に関する議論の整理」の公表 ・「第三分野の責任準備金積立ルール・事後検証等について」の公表 ・「中間論点整理～保険商品の販売・勧誘時における情報提供のあり方～」の公表
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護に関する法律」の成立（平成18年2月10日施行予定）
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・「自己資本比率規制の一部改正に関する告示案」の公表（主要行における自己資本比率規制における繰延税金資産の算入の適正化（基本的項目（Tier1）に占める繰延税金資産の上限割合を18年3月以降40%、19年3月以降30%、20年3月以降20%に段階的に引き下げ））
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」の施行（金融機関等による本人確認方法として公的個人認証サービスを利用した方法を追加）（平成17年10月11日施行）
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・「銀行法等の一部を改正する法律」の公布（100%子会社規制の撤廃、兼業の承認制への移行等の銀行代理店制度の見直し）（平成18年4月1日施行予定）